

## 新旧対照表

(税関手続申請システムを使用して行う  
税関業務の取扱いについて)

新	旧
第3章 業務関連業務	第3章 業務関連業務
第4節 通関関係手続	第4節 通関関係手続
(関税割当証明書の提出猶予の申請)	(関税割当証明書の提出猶予の申請)
4-27	4-27
(1) 関税割当証明書の提出の猶予を受けようとする者が、システムを使用して、当該提出の猶予の申請を行う場合には、「関税割当証明書提出猶予申請業務」により、申請者名、申請税関官署等必要事項をシステムに入力し、関税割当証明書提出猶予申請書（税関様式T第1000号）又はメキシコ協定関税割当証明書提出猶予申請書（税関様式T第1000-2号）に相当する電子ファイルを添付の上、送信することにより行わせるものとする。	(1) 関税割当証明書の提出の猶予を受けようとする者が、システムを使用して、当該提出の猶予の申請を行う場合には、「関税割当証明書提出猶予申請業務」により、申請者名、申請税関官署等必要事項をシステムに入力し、関税割当証明書提出猶予申請書（税関様式T第1000号）に相当する電子ファイルを添付の上、送信することにより行わせるものとする。
(2) (省略)	(2) (同左)
第4章 調査保税関連業務	第4章 調査保税関連業務
第2節 保税作業関係手続	第2節 保税作業関係手続
(飼料製造用原料品による製造の終了の届出)	(飼料製造用原料品による製造の終了の届出)
2-14	2-14
(1) (省略)	(1) (同左)
(2) (1)の届出を行った者が、手数料令第8条第2項に該当する者である場合には、後記第6章の規定により、製造工場承認手数料を電子的に納付しなければならない。	(2) (1)の届出を行った者が、手数料令第8条第1項第1号に該当する者である場合には、後記第6章の規定により、製造工場承認手数料を電子的に納付しなければならない。